

就学援助制度のお知らせ



町では、お子さんの小中学校への就学について、経済的な理由でお困りの方に対し、学用品費等の費用を一部援助します。

1. 援助を受けられる世帯の目安

- (1) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 準要保護者 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している方

【世帯所得の目安】

世帯人数	世帯構成の例	目安となる年間所得
2人	大人1人・小学生1人	195万円
3人	大人2人・小学生1人	220万円
4人	大人2人・小学生2人	274万円
5人	大人2人・中学生1人・小学生2人	346万円

$$\text{※年間所得} = \text{給与等所得} + \left\{ \begin{array}{l} \text{児童手当} \\ \text{児童扶養手当} \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険料控除} \\ \text{生命保険料控除} \\ \text{地震保険料控除} \end{array} \right.$$



- ① 上記の「目安となる年間所得」は一例として参考にしてください。世帯構成員の人数や年齢、家賃の有無等により異なります。
- ② 年間所得は、前年における世帯全員の所得の合計です。住民票が別になっていても同居している場合、別々の家に住んでいても経済的援助(食費や学費等の援助)がある場合には、同一世帯とみなします。
- ③ 町税務課及び子ども家庭課に世帯所得、児童手当(児童扶養手当)額等を照会し、判定をいたします。

2. 申請の手続き

申請を希望される方は、「就学援助費交付申請書」をお子さんの通う学校から受け取ってください。町のホームページからもダウンロードすることができます。記載例を参考に記入の上、学校又は町教育委員会へ提出してください。

- ① 同一世帯に対象となるお子さんが複数いる場合でも、申請書は1枚で結構です。
- ② 申請は毎年度必要です。認定を受けた後も、進級毎に申請し審査を受ける必要があります。

3. 支給対象費用

裏面一覧のとおり

4. 認定となった場合

認定世帯になった旨を保護者、お子さんが通う学校、お住まいの地区の民生児童委員へ通知いたします。

援助費は町教育委員会から学校へ支給した後、学校から保護者へ支給されます。その支給方法や時期等については学校へ直接お問い合わせください。

年度途中で申請する場合は、申請月(20日までの申請分)の翌月からの認定となります。

支給対象費目		対象者	支給額（年額）	備考
(1) 学用品費	小学校	準 要 保 護 者	11,630円	第1学年を除く。
	中学校		22,730円	
(2) 通学用品費	小学校		2,270円	
	中学校		2,270円	
(3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）	小学校		1,600円	実費を支給する。
	中学校		2,310円	
(4) 新入学児童生徒通学用品費等	小学校		64,300円	翌年度第1学年の児童生徒の保護者で、2月末日までに入学前支給者として認定されている者又は入学前支給されていない第1学年で4月から準要保護者として認定されている者に限る。
	中学校		81,000円	
(5) 卒業アルバム代等	小学校		11,000円	実費を支給する。
	中学校		10,000円	
(6) 宿泊学習費等	小学校	準 要 保 護 者	全額 （上限額6,000円）	該当学年の児童生徒の保護者のうち、宿泊学習を実施した日現在で認定されている者に限る。保護者が宿泊学習に均一に負担すべきこととなる経費を支給する。
	中学校 1年生		全額 （上限額6,000円）	
	中学校 2年生		全額 （上限額20,000円）	
(7) 眼鏡等購入費	小学校	準 要 保 護 者	経費の全額 ただし、眼鏡等購入費は16,000円を上限とし、年度内1回とする。	学校検診で再検査該当者となり、再検査の結果、医師が眼鏡を必要と判断した児童生徒の保護者に限る。 ※該当者には学校を通して通知します。
	中学校			
(8) 修学旅行費	小学校	準 要 保 護 者	全額 （上限額30,000円）	該当学年の児童生徒の保護者のうち、修学旅行を実施した日現在で認定されている者に限る。保護者が修学旅行に均一に負担すべきこととなる経費を支給する。
	中学校		全額 （上限額70,000円）	
(9) 医療費	小学校	要 保 護 者	全額	健康診断・健康相談の結果、学校病と指定され、学校より治療の指示を受けた疾患の保護者負担分を支給する。
	中学校			
<p>1 (1)(2)の支給対象について、年3回（5月、9月、1月）に分けて支給するものとする。ただし、年度途中で認定された者の1回目の支給は、認定された月又は翌月とする。</p> <p>2 対象児童生徒が年度の途中において、転学又は死亡等により支給を必要としなくなったときは、当該事由が発生した月の翌月分から支給を停止するものとする。この場合において、(1)(2)の支給額は、月割りで計算することとし、1円未満は切捨てとする。</p> <p>3 (1)(2)の中途認定者の支給額は、月割りで計算することとし、1円未満は切捨てとする。</p> <p>4 (4)については、入学前支給者で前年度3月31日以前に対象児童生徒が転出した場合や、第1学年の年度支給者で4月30日以前に対象児童生徒が転出した場合は返納するものとする。</p>				